

妊娠・出産・育児等にかかる勤務条件制度の改正について

1 改正理由

職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、休暇制度等の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）の新設
 - ・特別休暇（有給）とし、現行の「不妊治療職免」（無給）については廃止する。
 - ・年5日間（頻繁な通院を要する場合は5日加算）
 - ・その他詳細は別紙のとおり
- (2) 育児参加休暇の対象期間の拡大
 - ・対象期間について、現行の「産前産後の期間における24週間」としているものを、「子が1歳に達するまで」とする。
- (3) 非常勤職員の産前・産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇の有給化
- (4) 育児に関する職務免除の取扱い変更
 - ・育児職免について、廃止時期を検討することとし、制度運用を継続してきたところであるが、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、(1)～(3)の制度改正と合わせ、制度の廃止をとりやめ、継続することとする。

3 施行時期

令和4年4月1日

4 経過措置

2(3) 関係

施行日前に申出・届出があった、改正前の規定に基づく施行日をまたぐ産前産後休暇は、施行日以降の期間について有給の休暇とする。